

令和5(2023)年度
集会施設整備事業
のご案内

【令和5(2023)年度の事業について補助金選定申請を受け付けます。】
令和5(2023)年度の補助金選定申請は、令和4(2022)年9月30日(金)までです。受付後に対象事業を選定し、令和5(2023)年4月に本決定をしてから事業に着手していただきます。
※令和5(2023)年度予算成立が前提であり、事業の内容など変更になる場合があります。

令和5(2023)年度の補助金選定申請の締切は、
令和4(2022)年9月30日(金)までです。

【問合せ先】
高砂市 市民部 市民窓口室 地域振興課
TEL 079-443-9006 FAX 079-443-0009

集会施設整備事業のご案内

高砂市では、地域住民の福祉の向上及びコミュニティ活動の活性化に寄与するため、集会施設に関する整備をしようとする自治会等に対し、当該整備に要する費用を補助します。

■補助の対象

- 自治会等 自治会、町内会その他地域住民で組織する団体で、高砂市連合自治会に加入しているもの又はこれが連合したもの
- 集会施設 地区住民が設置運営する施設で集会等の場として使用する建物（市所有建物を除く。）

■補助対象事業及び補助金額（概要）

（1）補助対象事業

- ・集会施設を建設し、又は有償で取得しようとするもの（土地取得費用は除く。）
- ・建物の主要構造部について行う大規模な修繕をするもの
- ・既設の集会施設の一部を増築し、改築し、又は修繕しようとするもの
- ・当該年度内に完了する 50 万円以上の事業

（2）補助金額

対象事業区分	補助金の額	限度額
新築 取得 大規模修繕(※1)	補助対象経費の1/3 (千円未満切捨て)	1,500万円 又は 基準建築費(※2)の1/3
増改築 (耐震工事・バリアフリー工事含む) 修繕	補助対象経費の1/2 (千円未満切捨て)	300万円

☞ (※1) 大規模修繕とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕のこと（建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕）

☞ (※2) 基準建築費 = 自治会加入数 × 0.41 × 19万円

○新築・取得・大規模修繕は、自治会加入世帯数が700世帯ごとに1棟の集会施設建設可能。ただし、補助限度額は基準建設費の1/3から前回までの補助金額を差し引いた額。

○補助限度額の算定方法

【例1】400世帯の自治会が集会施設を新築する場合

基準建設費 (400世帯 × 0.41 m²) × 190,000円/m² = 31,160,000円

補助限度額 31,160,000円 × 1/3 ≒ 10,386,000円

・3,500万円の集会施設新築の場合

35,000,000円 × 1/3 ≒ 11,666,000円であるが、補助限度額10,386,000円であるため、10,386,000円を補助する

・2,700万円の集会施設新築の場合

27,000,000円 × 1/3 = 9,000,000円で、補助限度額内であるため9,000,000円を補助する

【例2】2つの集会施設を所有する1,000世帯の自治会が集会施設をそれぞれ建替える場合

基準建設費 (1000世帯 × 0.41 m²) × 190,000円/m² = 77,900,000円

補助限度額 77,900,000円 × 1/3 ≒ 25,966,000円

・1件目に5,000万円の集会施設を建設した場合

補助限度額25,966,000円であるが、限度額が15,000,000円であるため15,000,000円を補助する

・2件目に4,000万円の集会施設を建設する場合

40,000,000円 × 1/3 ≒ 13,333,000円であるが、1件目補助分を差引きして、25,966,000円 - 15,000,000円 = 10,966,000円となり、10,966,000円を補助する

○補助限度額の目安

世帯数 A	集会施設面積 B (A×0.41)【㎡】	基準建設費 C (B×190)【千円】	補助額および負担額		
			1/3 補助 【千円】	集会施設数	補助限度額 【千円】
3000	1230.00	233,700	77,900	5	75,000
1200	492.00	93,480	31,160	2	30,000
1000	410.00	77,900	25,966	2	25,966
900	369.00	70,110	23,370	2	23,370
800	328.00	62,320	20,773	2	20,773
700	287.00	54,530	18,176	1	15,000
600	246.00	46,740	15,580	1	15,000
500	205.00	38,950	12,983	1	12,983
400	164.00	31,160	10,386	1	10,386
300	123.00	23,370	7,790	1	7,790
200	82.00	15,580	5,193	1	5,193
100	41.00	7,790	2,596	1	2,596

- * 増改築・修繕は世帯数に関係なく、補助対象経費の1/2で300万円を限度として補助します。
- * 大規模修繕において、補助対象経費が900万円未満については、補助対象経費の1/2で300万円を限度として補助します。
- * 補助金は、予算の範囲内で交付し、交付決定額を上限とします。

■対象経費

区分	補助対象経費	補助対象外経費
新築、大規模修繕、増改築・修繕	本体工事費、設備工事費、耐震工事費、バリアフリー工事費、設計・施工監理費、建築確認申請諸経費等 ※消費税も含む。	解体工事費、備品購入費、外構・造園工事費、別棟倉庫・車庫等の工事費、土地の取得費（造成工事費含む）
取得	建物の取得に要する費用	土地の購入及び貸借に要する費用
その他		仲介料、補償費、公租公課費、登記関係費、地鎮祭経費、地盤調査・診断費用 その他調査費用等

■交付の要件

- (1) 新築・取得・大規模修繕の補助金を受けた場合、20年以内は新築・取得・大規模修繕の補助金の交付の対象外、10年以内は増改築・修繕の補助金の交付の対象外。
- (2) 増改築・修繕の補助金を受けた場合、10年以内は新築・取得・大規模修繕および増改築・修繕の補助金の交付の対象外。
- (3) 10年以内に当該補助金の交付を受けた自治会等を含む連合が新たに行う事業は、交付の対象外。
- (4) 市有土地・建物を借り受けている場合は、市から譲渡を受けること。
【例】・市から建物を借りている場合、建物の修繕に係る補助金申請はできません。
 ・市から土地・建物（又は両方）を借りている場合、建物の新築（又は大規模修繕）に係る補助金申請はできません。
 ※市から土地を借りていても、自治会所有の建物であれば、修繕に係る補助金申請は可能です。
- (5) 他の公的助成を受けて行う事業は、交付の対象外。
- (6) 補助対象経費が50万円未満の事業は、交付の対象外。
- (7) 新築・取得・大規模修繕にあつては、事業終了時まで認可地縁団体(※3)であること。

☞ (※3) 認可地縁団体の取得については、地域振興課にお問合せください。また、市ホームページにも掲載しています。

《ホーム > 行政・くらしサイト > くらし・手続き > 住民活動・コミュニティ・協働 > 自治会 > 地縁による団体の認可》

* 他にも要件があります。詳細については、地域振興課にお問合わせください。

■手続きのながれ

○事前相談

手続きのながれや必要な書類等について、質問や相談を受け付けます。

申請の受付期間に関わらずいつでも気軽にご相談ください。

事業の検討及び事業予定がある場合は、必ず事前にご相談ください。

(手続きのながれや必要な書類等について、ご説明します。)

* 申請前に事業に着手することは認められません。事業の検討及び事業予定がある場合は、必ず事前にご相談ください。

* 事業予算は、事業実施の前年度に事業予定の自治会と調整を進めて、予算確定します。

○申請準備

- ・補助金申請に向けた自治会内の合意形成
- ・事業内容の概要決定
- ・工事業者の見積り（機器の型番、数量、単価等の詳細を記載したもの）
- ・資金の準備

等が必要になります。詳細については、地域振興課にお問合せください。

* 補助金の支払いは、原則「集会施設整備事業完了届」をご提出いただいてから概ね1箇月程度お時間をいただきます。一時的に事業経費の全額を立て替えていただくこととなりますのでご注意ください。

* 集会施設整備には、想定外の支出が発生する場合があります。余裕を持った資金計画の作成をお願いします。

○スケジュール

令和4(2022)年5月	補助金について各自治会に案内
9月30日	補助金選定申請(★A)の締切
10月～11月	補助対象事業の選定
令和5(2023)年1月～4月	各自治会の総会で補助金申請について議決を得る
令和5(2023)年4月初め	被選定者が補助金申請(★B)に関する書類の提出
	補助対象事業の本決定
工事着手時	着手届等の提出
工事完了時	完了届等の提出
令和6(2024)年3月末まで	補助金の支払い

* 予算成立が前提であり、事業の内容など変更になる場合があります。

○その他

暴風、豪雨、地震その他の異常な自然災害により被害を受けた場合は、個別にご相談ください。

令和5(2023)年度の補助金選定申請(★A)の締切は、

令和4(2022)年9月30日(金)までです。

補助事業は、令和6(2024)年度以降も継続予定です。

* 事業の検討及び事業予定がある場合は、必ず事前にご相談ください。
(手続きのながれや必要な書類等について、ご説明いたします。)

■申請に必要な書類

○補助金選定申請（★A）に提出する書類

- ・集会施設整備事業補助金交付対象事業選定申請書
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・事業の見積書の写し（機器の型番、数量、単価等の詳細を記載したもの）
- ・事業に係る実施設計書（平面図、立面図）及び付近見取図
- ・現況写真
- ・世帯数が確認できる資料（新築、取得、大規模修繕の場合のみ添付が必要。）
- ・新築及び増改築の場合にあっては、当該自治会等が集会施設の建設用地に対し所有権等の権利を有することを証明する書類
- ・集会施設の建設用地の所有者が当該自治会等以外の場合にあっては、当該補助対象事業を行うことについて所有者の同意を得たことを証明する書類

【以下の書類は、補助対象事業に選定された場合に必要となります。】

- * 補助金申請（★B）時に、事業内容（補助金選定申請（★A）時の内容）を変更することはできません。

○補助金申請（★B）に提出する書類

- ・集会施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・事業の見積書等の写し（機器の型番、数量、単価等の詳細を記載したもの）
（原則、補助金申請（★B）時から起算して3箇月以内のもの）
- ・事業に係る実施設計書（平面図、立面図）及び付近見取図
- ・総会議事録の写し（自治会の総意のわかるもの）
- ・自治会会則
- ・總會資料（総会議案書）
- ・新築及び増改築の場合にあっては、当該自治会等が集会施設の建設用地に対し所有権等の権利を有することを証明する書類
- ・集会施設の建設用地が当該自治会等の名義以外の名義である場合にあっては、当該補助対象事業を行うことについて所有者の同意を得たことを証明する書類

- * 工事着手時や工事完了時等は、別途書類の提出が必要ですので、個別にご案内します。

- * 様式は、地域振興課に設置しています。また、市ホームページにも掲載しています。

《ホーム > 行政・暮らしサイト > 暮らし・手続き > 住民活動・コミュニティ・協働 > 自治会 > 集会施設整備事業補助金》

■その他の制度

○融資あっせん制度【実施主体：高砂市】

集会施設の整備に要する資金の融資をあっせんするもの（集会施設整備事業補助金と合わせて活用できます）

融資の対象	集会施設の建設経費、集会施設の取得経費、集会施設の大規模修繕経費、用地の取得経費
融 資 額	1 件 1,500 万円を上限
融 資 利 率	1.5%（令和4年度）（※4）
償 還 期 間	5 年以内
償 還 方 法	元金均等又は元利均等による月賦償還

☞（※4）利子補給制度があります。適用融資利率から 0.4%を差し引いた年利率に相当する額を利子補給します。令和5（2023）年度の融資利率は未定です。

- * 融資契約は、自治会と金融機関で結んでいただきます。融資条件については、金融機関にご相談ください。
- * 集会施設整備には、想定外の支出が発生する場合があります。余裕を持った資金計画の作成をお願いします。
- * 事業の検討及び事業予定がある場合は、必ず事前にご相談ください。

○コミュニティ助成事業【実施主体：一般財団法人自治総合センター】（※5）

・一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業に対し助成します。

・コミュニティセンター助成事業

集会施設の建設又は大規模修繕、及びその施設の必要な備品の整備に関する事業に対し助成します。（集会施設整備事業補助金と合わせての利用はできません。）

☞（※5）例年8月末頃に（一財）自治総合センターより事業の募集があります。（今年度未定）各自治会には、文書にて案内します。

- * 申請には諸条件の設定がありますので、必ず事前にご相談ください。
- * 申請事業の採否は、自治総合センターが決定します。採否の結果は、市に通知が届き次第（例年3月末頃）、申請団体代表者にお知らせします。

Q & A

Q1、修繕の工事金額が 300 万円の場合はいくら補助されるのですか？

A1、総事業費から、補助対象外経費を除いた額の 1 / 2 を補助します。補助対象経費が 300 万円の場合は、補助金額は 150 万円です。

Q2、補助対象経費が 40 万円の工事を予定していますが、補助対象となりますか？

A2、50 万円未満の事業は補助対象となりません。

Q3、大規模修繕とはどのようなものですか？

A3、建築基準法で「建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう」と定義されています。ここでいう「主要構造部」とは「壁、柱、床、はり、屋根、または階段」であり、間仕切り壁や間柱、付け柱、最下階の床、小梁、庇、屋外階段といった部分は除かれています。それら主要構造部のどこかを、半分を超えて（過半）修繕することです。たとえば、柱が 30 本あれば、そのうち 16 本以上（過半）を取り替える工事は、大規模の修繕です。半分を超えない場合は一部の修繕になります。

Q4、耐震工事をするにあたり、事前に耐震診断をしたが、補助の対象となりますか？

A4、耐震工事は補助対象ですが、耐震診断は補助対象外です。耐震工事は、増改築・修繕の区分となり補助対象外経費を除いた額の 1 / 2 を補助します。

Q5、集会施設を 2 つの自治会で共有していますが、補助上限額はどうなりますか？

A5、1 つの集会施設に 1 つの申請ができますので、新築等の場合は、世帯数に応じて補助限度額まで、増改築・修繕の補助上限額は 300 万円です。連合体で申請していただき、連合体に補助金を交付します。

Q6、屋台蔵や消防ポンプ庫の修繕のために、補助金の申請ができますか？

A6、補助の対象は、地区住民が設置運営する施設で集会等の場として使用する建物としています。屋台蔵や消防ポンプ庫の修繕は、補助金の申請はできません。
集会施設と屋台庫や消防ポンプ庫が一体となっている場合は、屋台庫や消防ポンプ庫の部分は補助対象外となります。補助対象は、集会施設部分のみとなります。

Q7、認可地縁団体でない申請できないのですか？

A7、新築・取得・大規模修繕は、原則認可地縁団体であることを要件としています。認可地縁団体でない自治会は、補助金の交付までに取得していただくことで申請可能となります。修繕の場合は、認可地縁団体でなくても申請可能です。

認可地縁団体となることは権利の継承、活動の透明性の確保など有意義なものです。地縁団体の認可の取得を検討される場合は、地域振興課にご相談ください。

Q8、集会施設の修繕を3年後に考えているが、補助金は今年度しか申請できないのですか？

A8、補助事業は来年度以降も継続予定です。事業実施前年度に申請を受付し、対象事業を選定して、事業実施年度に本決定をして事業を実施していただきます。集会施設の整備予定がある場合は、必ず事前にご相談ください。

Q9、集会施設や土地が市所有の場合は、補助金の申請ができますか？

A9、市所有の集会施設や土地を借り受けている場合は、申請できません。なお、市から譲渡を受けた場合は、補助金の申請が可能となります。（4ページ「交付の要件」参照）また、自治会や市以外の所有の場合は、条件により異なりますので、地域振興課にご相談ください。

Q10、補助金は、申込み順に交付決定するのですか？

A10、補助金の交付の決定は申込み順ではありませんが、申請期限以降の受付はできませんので、期限の厳守をお願いします。市の予算額を超えた申請があった場合には、補助対象の優先順位を決めて、予算の範囲内で決定することとします。限られた予算の中で実施するため、事前に調整をお願いすることがありますが、ご理解をお願いします。

Q11、エアコン、太陽光発電設備、照明器具、テレビは、補助の対象となりますか？

A11、エアコン、太陽光発電設備等の設置工事を伴うものは補助の対象となります。照明器具は設置工事を伴うものは補助の対象ですが、設置工事を伴わないものは補助の対象外です。テレビや冷蔵庫、机、敷物、カーテン等の移動可能なものは備品であり、補助の対象外となります。

Q12、玄関の外側の工事は補助の対象となりますか？

A12、玄関から先のスロープや手すり設置等のバリアフリー工事は、補助の対象となりますが、それ以外の外構・造園工事、別棟倉庫は、補助の対象外となります。

Q13、交付決定後、追加工事等が発生し、申請した工事金額よりも多くの経費がかかった場合、補助金を増額する変更申請はできますか？

A13、補助金を増額する変更申請はできません。事業の執行のために変更が必要な場合は、内容変更の申請が必要になりますが、交付決定された補助金額の増額は認められません。

修繕等においては、工事着工後に新たな修繕箇所が発生したりすることがあります。補助金選定申請する際の見積り取得時には、工事内容の精査を十分に行ってください。

Q14、工事完了前に補助金を受け取ることができますか？

A14、補助金の概算払いは可能ですが、集会施設整備事業補助金概算払請求書の提出時に、完成写真、契約書又は請求書の写し等の添付が必要となります。つまり、補助金の支払いは、工事の完成が条件となります。

Q15、補助金と融資あっせん制度を同時に申請することはできますか？

A15、同時に申請することは可能です。融資あっせん制度の申請時期は補助金の申請時でなくても良いのですが、金融機関によって融資の条件が異なることがあります。資金計画は早めに作成することが望ましいので、地域振興課にご相談ください。

集会施設整備には、想定外の支出が発生する場合があります。余裕を持った資金計画が必要です。自己資金はできるだけ準備することをお勧めします。また、資金の準備は早期から行うことが負担割合の軽減につながります。

Q16、建設業者の見積もりは1社だけでよいのですか？

A16、見積りは、複数社から取るのが望ましいです。また、今後の維持管理を含めて負担とならないように計画することが重要です。建設費や維持管理費を安くおさえることは、会員の費用負担の軽減につながります。

Q17、数年後に集会施設の建替えを考えているがどのような準備が必要ですか？

A17、集会施設の整備は自治会において大きな事業となりますので、自治会内の合意形成を進めてください。また、構想から建設までは時間もかかりますので、自治会役員が交代しても支障のないようにプロジェクトチームを設置したり、資金の準備を進めることも、有効な手段となります。集会施設の整備予定がある場合は、必ず事前にご相談ください。

Q18、自治会内の合意（総会での審議）はいつ行えばよいのですか？

A18、自治会内の合意を示す書類（総会議事録の写し）は、補助金申請時（事業実施年の4月頃）に提出していただきます。したがって、補助金選定申請時（事業実施の前年度の9月頃）に提出の必要はありませんが、総会に至るまでに、自治会の会員の皆様への説明等は時間をかけて十分に行い理解を得ておくことが必要です。

Q19、土地が財産管理会（〇〇村等）の所有となっている場合、集会施設の新築のための補助金申請はできますか？

A19、新築のための補助金申請はできません。集会施設の新築の場合は、当該自治会が所有権等の権利を有することが条件となります。集会施設の整備を進めるには、事前に土地等の諸条件整理（所有者名義の確認・変更等）をしておくことが重要です。

【問合せ先】

高砂市 市民部 市民窓口室 地域振興課
TEL 079-443-9006 FAX 079-443-0009
Mail tact1570@city.takasago.lg.jp